

北海道開発局 河川技術対策官 様  
各地方整備局 河川工事課長 様

水管理・国土保全局  
治水課 課長補佐

### 工事施工に対する注意喚起

貴局管内で実施している工事施工において事前の対応を万全とするため、下記について再度徹底を図りたい。

#### 記

- ・ 「工事事故関連の情報連絡について」（令和 6 年 4 月 1 日）により周知したとおり、情報連絡について、確実に実施すること。
- ・ 出水期間中の河川内の工事については、「直轄河川における出水期間中の工事施工の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 27 日付治水課技術調整官事務連絡）に沿って実施すること。また、許可工作物設置者に対しても同趣旨について、十分に指導監督を行うこと。  
出水期間中に施工することが特にやむを得ないものについては、その施工に際して、工事施工箇所周辺も含めて適切な防災措置を講ずること。
- ・ 工事資材等による河積阻害や、仮締切の構造に不適切なものがないか等について再度確認し、事前の対応を万全とすること。
- ・ 工事中の施設については、増水、高潮、強風等による手戻りの防止対策を十分考慮するとともに、あらかじめ出来高の確認を行う等、工事費の精算に支障を来さないよう資料を整備しておくこと。
- ・ 増水、高潮、強風等に際して仮締切をはじめとする全ての仮設物、工事中建設機械、材料等の流失・損壊・飛散等によって、一般被害及び河川管理施設への被害、占用工作物等第三者への被害を生じさせることのないよう、これらの管理に十分留意し、施工業者にその旨周知徹底すること。
- ・ 過去に発生した杭打ち機の転倒による水管橋の破損事故の教訓を踏まえ、建設機材の退避場所については、周辺施設への影響を及ぼさない場所となるよう十分留意すること。
- ・ 平成30年6月21日に発生した浚渫工事における作業船の流出事故の教訓を踏まえ、作業船の退避など適切な事故防止のための措置を講ずること。

以上